

## 四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会条例（令和4年条例第17号）第4条第1項第1号に規定する委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 四條畷市内に在住する者で、介護保険第1号被保険者（65歳以上の者）又は第2号被保険者（満40歳以上65歳未満の者）
- (2) 国や地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない者
- (3) 四條畷市が設置する他の審議会の委員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員は、介護保険第1号被保険者及び第2号被保険者の各1人とする。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会委員応募用紙（様式第1号）
- (2) 福祉に関するレポート
- (3) その他市長が必要と認める書類

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選考に当たり、公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 福祉政策課長
- (3) 生活福祉課長
- (4) 障がい福祉課長
- (5) 保健センター所長
- (6) 高齢福祉課長

3 選考委員会に委員長を置く。

4 委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

5 選考委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

6 選考委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(選考手続)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 選考にあたっては、別に定める選考基準により行うものとする。

3 応募が募集人員を超えない場合は、前項の規定に関わらず、選考委員会の決定により応募者全員を選任することができる。

(選考結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日に施行する。

(様式第1号)

## 四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

### 検討委員会委員応募用紙

ふりがな 氏 名	
住 所	四條畷市
生年月日	大正・昭和 年 月 日
電話番号	
応募動機	
福祉活動 の実績が あればご 記入くだ さい。	